

# Population Pharmacokinetics 研究会会則

(第7版：2013年10月11日改訂)

## 第1章 総 則

- 第1条 名称  
本会は、Population Pharmacokinetics 研究会（略称 PPK 研究会、英語名称 Population Approach Group in Japan、以下本会と呼ぶ）と称する。
- 第2条 目的  
臨床における患者を対象に薬物動態と効果・副作用の変動要因の検索、解明を系統的、合理的に行っていくことは、新医薬品の研究開発、市販後の調査・研究において必要不可欠な項目である。また、臨床開発データの国際的共同利用、特別な患者集団での有効性・安全性の明確化、患者毎の個別治療などを進めていくためにも、薬物動態面からの検討は必要な基本的情報であると考えられる。本研究会は、Population Pharmacokinetics を中心に上記情報を科学的、合理的に収集・解析するための手法とそれに関する諸課題の検討、ならびにその普及・発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 会 員

- 第3条 会員の資格  
本会の目的に賛同し規定の会費を納める者をもって会員とする。
- 第4条 会員の義務  
会員は、研究会の運営にあてるための会費納入の義務を負う。  
会員は、本会会則に従わなければならない。
- 第5条 会員の権利  
会員および幹事会幹事は、当該年の研究会へ出席することができる。

## 第3章 幹 事 会

- 第6条 幹事会の構成  
本会の幹事会は、幹事（10～20名）より構成され、幹事の中から互選で会長1名を選任し、その会長が副会長を指名する。幹事の任免および次年度および次々年度代表幹事は幹事会において決議する。なお、代表幹事は、幹事の互選により選任することとする。

- 第7条 幹事・代表幹事・プログラム作成委員の任期  
会長・副会長を含む幹事の任期を1月1日から2年間、代表幹事の任期を1月1日から1年間とする。なお、再任を妨げないものとする。委員長を含むプログラム作成委員の任期は2年とする。なお、再任を妨げないものとする。
- 第8条 幹事会の開催  
毎年研究会の開催当日に幹事会を併催し、次年度および次々年度代表幹事、次年度研究会開催日ならびに会場等を決定するとともに、本研究会に関する事項を協議する。

#### 第4章 幹事会構成員の役割

- 第9条 会長  
会長は、毎年1回の定例研究会の運営に関する管理ならびに幹事会の運営・活動の統括を行う。  
会長は、毎年1回の定例幹事会および必要に応じて臨時幹事会を招集することができる。
- 第10条 副会長  
副会長は会長の補佐を行う。また、副会長は本研究会の総務・財務を管掌し、幹事会で報告を行う。
- 第11条 代表幹事  
代表幹事は、前年度代表幹事より引継ぎ後、会長ならびに副会長、必要に応じて幹事と協議の上、研究会および幹事会の会場の確保、講演者の招集、参加者の募集と参加者名簿の作成、研究会運営に関する予算見積もりならびに会計事務全般を担当する。なお、講演者の招集および運営管理を除く業務に関しては、その一部を外部受託機関に委託することができる。  
代表幹事はプログラム作成委員とともにプログラム作成、並びに会長及び副会長の意見をもとに、プログラムの最終決定を行う。  
代表幹事は、副会長の管理の下、研究会にかかる費用を会費ならびに協賛金を以って運用し、その出納を執行し、副会長の承認後、収支報告を行う。
- 第12条 プログラム作成委員  
プログラム作成委員は、幹事（6～10名）より構成され、委員の中からの互選、さらに会長、副会長の意見をもとに委員長1名を選任し、プログラム作成の任にあたる。

## 第5章 研究会

### 第13条 定例研究会

本会は、毎年1回、定例研究会を開催する。

### 第14条 臨時研究会

本会は、定例研究会以外に、幹事会が必要と認めた場合に臨時の研究会を開催することができる。

## 第6章 会計および会費

### 第15条 会計年度

本会の会計年度は、1月1日に始まり12月31日をもって終わる。

### 第16条 経費

本会の経費は、会費及び寄附金などをもってあてる。

### 第17条 会費

本会の会費は、幹事会で決定する。

### 第18条 寄附金

会長は、必要に応じて趣意書、研究会プログラム、収支概算見積もり書、および公正競争規約（公競規）に則った書類をもって寄付を要請できる。

## 第7章 付 則

### 第19条 会則の改定

会則の改定は、幹事会の審議を経て会長が決定する。

### 第20条 本会則の第7版は、平成25年10月11日より発効する。

### 第21条 事務局

本研究会の事務局を下記の所在地に置く。

〒151-8589 東京都渋谷区代々木 3-22-7

初 版	2003.9.16.
第2版	2003.10.25.
第3版	2004.10.22.
第4版	2007. 9.10
第5版	2009.12.3
第6版	2011.1.27
第7版	2013.10.11